

○減損処理取扱要領

平成 23 年 3 月 31 日会計第 3899 号

減損処理取扱要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

減損処理取扱要領

（本要領の目的及び減損の定義）

第 1 条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年会計第 3894 号。以下「作成基準」という。）第 3 条に規定する貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び府の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。

2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に想定された行政サービス提供能力に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）時価

公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいう。ただし、当該算出が困難な場合には、公有財産台帳上で把握している現在価額とすることができるものとする。

（2）公有財産台帳上で把握している現在価額（以下「現在価額」という。）

大阪府公有財産規則（昭和 43 年大阪府規則第 30 号。以下「財産規則」という。）第 16 条の 2 第 2 項の規定により取得価額を改定した価額をいう。

（3）減価償却後再調達価額

資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有する行政サービス提供能力と同じ行政サービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額（当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。）を控除した価額をいう。

（4）正味売却価額

資産の時価から処分費用見込額を控除して算出される価額をいう。

（5）使用価値相当額

減価償却後再調達価額をいう。ただし、減価償却後再調達価額の算出が困難な場合には、当該資産の帳簿価額に、今後も使用することが想定される部分の割合（残存率）を乗じて算出した価額とすることができるものとする。

（6）処分費用見込額

資産を売却等により処分を行う際に必要な費用で、類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報などを参考に見積もる額をいう。

（対象資産）

第 3 条 この要領は、次に掲げる取得価額が 1 億円以上の固定資産を対象とする。

- （1）作成基準第 15 条第 1 号に規定する事業用資産
- （2）作成基準第 15 条第 2 号に規定するインフラ資産
- （3）作成基準第 15 条第 3 号に規定する重要物品
- （4）作成基準第 15 条第 5 号に規定するリース資産
- （5）作成基準第 15 条第 6 号に規定するソフトウェア

(6) 作成基準第 15 条第 7 号に規定する建設仮勘定

(減損の兆候)

第 4 条 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）があるかどうかを確認しなければならない。

2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。

(1) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる固定資産のうち財産規則第 2 条第 2 号に規定する行政財産及び前条第 3 号から第 6 号に規定する固定資産（以下「行政財産等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 当該資産が使用されている業務の実績が著しく低下（概ね計画の 50%程度）した場合

イ 当該資産の使用可能性を著しく低下（概ね計画の 50%程度）させる変化があった場合

ウ 当該資産の業務運営環境が著しく悪化（概ね計画の 50%程度）した場合

(2) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる固定資産のうち、財産規則第 2 条第 3 項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）は、当該資産の時価が帳簿価額と比較して 50%以上下落した場合とする。

3 前項に規定する事象の把握及び減損の兆候の確認については、当該資産を所管する所属において適切に行うものとする。

4 複数の固定資産が一体となってその行政サービスを提供するものと認められる場合には、これらの資産を一体として、減損の兆候を確認することができるものとする。

5 第 2 項第 1 号アに掲げる「使用されている業務の実績」を計るために必要となる指標（以下「指標」という。）については、当該資産を所管する所属において設定するものとする。なお、設定した指標をみだりに変更してはならない。

(減損の認識)

第 5 条 前条において減損の兆候を確認した結果、減損の兆候がある場合には、次に該当するかを判定し、該当するときは、減損を認識しなければならない。

(1) 行政財産等については、当該資産の全部又は一部を当初の行政目的での使用を停止し、かつ、将来にわたって使用が想定されていないとき。

(2) 普通財産については、第 4 条第 2 項第 2 号に規定する減損の兆候の事象が発生し、時価の回復の見込みがあると認められないとき。

2 前項第 1 号において、当該資産の全部又は一部を将来にわたって使用が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。

(1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在すること。

(2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していること。

(減損額の測定)

第 6 条 前条において減損が認識された当該資産について、次に掲げる区分に応じて処理するものとする。

(1) 行政財産等の場合、帳簿価額を正味売却価額か、使用価値相当額のいずれか高い額まで減額する。

(2) 普通財産の場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額する。

(減損額の会計処理)

第 7 条 前条で処理することにより減額（以下「減損額」という。）が生じた場合には、作成基準第 21 条第 6 号カに規定する行政コスト計算書のその他特別費用として計上する。

(貸借対照表における表示)

第 8 条 減損が認識された固定資産の貸借対照表における表示は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 第 3 条各号に掲げる固定資産（次号に掲げる固定資産を除く。）は、当該資産に対する減損累計額を、取得価額から間接控除する形式で行うものとする。

- (2) 第3条第1号及び第2号に規定する固定資産のうち無形固定資産及び同条第5号に規定するソフトウェアの場合は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除する形式で行うものとする。なお、控除後の金額をその後の帳簿価額とする。

(減損処理後の会計処理)

第9条 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。

2 減損の戻入は、行ってはならない。

(各固定資産を管理するシステムへの登録)

第10条 減損が認識された固定資産に係る減損額については、各固定資産を管理するシステムへ登録するものとする。なお、登録に係る事務処理等については、各システムに関して定められている規程等によるものとする。

(注記)

第11条 第5条の規定により減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等の概要

(2) 減損に至った経緯

(3) 減損額の算出方法の概要

(4) 減損の兆候について、第4条第4項の規定により複数の固定資産を一体として確認した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその行政サービスを提供するものと認めた理由

2 第4条第1項の規定により減損の兆候を確認した結果、減損の兆候がある場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1) 減損の兆候がある固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等の概要

(2) 認識した減損の兆候の概要

(3) 減損の兆候について、第4条第4項の規定により複数の固定資産を一体として確認した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその行政サービスを提供するものと認めた理由

(4) 第5条第2項各号に掲げる要件を満たしている根拠又は同条第1項第2号に掲げる時価の回復の見込みがあると認められる根拠

(報告)

第12条 第4条第5項の規定により指標を設定又は変更した場合は、速やかに所管の部局の主管課（以下「各部局主管課」という。）を通じて、次に掲げる各号の区分により報告するものとする。

(1) 事業用資産及びインフラ資産に関する指標 財務部長

(2) 重要物品に関する指標 総務部長

(3) リース資産及びソフトウェアに関する指標 会計局長

2 第4条第1項の規定により減損の兆候があるかどうかを確認した場合は、その確認した内容を、速やかに各部局主管課を通じて、前項各号の区分により報告するものとする。また、減損の兆候が確認された場合には、併せて、第11条第2項各号に掲げる事項等を報告するものとする。

3 第5条第1項の規定により減損を認識した場合は、第11条第1項各号に掲げる事項等を、速やかに各部局主管課を通じて、第1項各号の区分により報告するものとする。

4 前各項の規定により報告を受けた財務部長、総務部長又は会計局長は、その内容について、必要な助言や指導等を行うものとし、必要に応じて関係所属に意見等を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 23 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。